

市役所市民課/税務課/総合公園ロビー 「動画モニター」のご案内



◆動画モニターの概要

那珂市役所本庁舎 1階市民課待合スペース	50 インチテレビモニター動画広告
那珂市役所本庁舎 1階税務課待合スペース	46 インチテレビモニター動画広告
那珂総合公園屋内運動施設 1階玄関ホール	37 インチテレビモニター動画広告

(特徴)・1枠15秒の動画広告を、約7分間に1回(開庁時間中)繰り返し放映します。

3箇所とも同一の内容を放映します(ただし、税務課前は無音にて放映します)。

- ・市民課前のモニターは、待合ロビー内に設置しておりますので、転入出・戸籍届出・各種証明手続き等をお待ちの市民のかたにお知らせすることができます。
- ・税務課前のモニターは、税関係手続きをお待ちのかたにお知らせすることができます。また、本庁舎にお越しになったかたが広告を目にすることができるよう、本庁舎正面玄関からも見える位置にモニターを設置しております。
- ・総合公園のモニターは、アリーナやプールがある屋内運動施設入口に設置しておりますので、各種大会や個人で利用されるかたにお知らせすることができます。

◆掲載できる広告

次のいずれにも該当しないもの

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る広告及びこれらの従業員の募集に係る広告
 - (2)政治活動又は宗教活動に係る広告
 - (3)個人の宣伝に係る広告
 - (4)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
 - (5)詐欺その他正当な取引と認められない広告
 - (6)貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する広告
 - (7)その他掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの
- ※あらかじめ、「那珂市広告掲載審査基準」をご確認ください。

◆お申し込みができる方

市内又は近隣市町村に住所または事業所若しくは店舗等を有する方で、次のいずれにも該当しない方

- (1)市税その他公租公課に滞納があるもの
- (2)本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (3)民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (4)暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者
- (5)その他広告として掲載することが適当でないと市長が認める者

◆お申し込み・お問い合わせ先

動画モニターは、長田広告株式会社との協定に基づき設置しています。

広告をご希望の際には、長田広告株式会社水戸営業所（水戸市千波町 1971-1、電話 029-305-8488）あてお問い合わせください。